

規制改革推進会議（第7回）終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成28年12月6日（火）12:13～12:30

2. 場所：合同庁舎4号館2階220会議室

3. 出席者：

（議長）大田弘子

4. 議事概要：

○大田議長 お待たせしました。

第7回規制改革推進会議が終わりましたので、御報告いたします。

まず1つは、農協改革で農協改革集中推進期間というのはいつからいつまでなのかということが前回意見書を出したときから話題になっておりましたので、それについて議題に取り上げました。

お手元に資料があると思います。

政府・与党の取りまとめでは、平成26年6月10日からの5年間。閣議決定されました規制改革実施計画でも、「今後5年間」ですから、平成26年からの5年間、平成31年5月までということです。一方で、改正農協法の中では、「改正法の施行後5年後をめどとして、改革の実施状況を勘案して、制度について検討を加え、必要があると認めるときは…」と書かれています。これは、政府において、改正農協法の施行後5年間を改革の成果をチェックする期間として、必要があれば制度の見直しを行うということにしておりまして、農協改革集中推進期間とは別であるという考え方で、今後私どもが農協改革のフォローアップをするときは、平成31年5月までの5年間を農協改革集中推進期間とするということです。

これに関して、「JAが平成26年に自己改革についてという文書を出しており、このなかで5年間を自己改革期間とする、と書かれているので、平成26年から平成31年までという期間はJAにも共有されているはずだ」という意見が委員からありました。

次に、旅館業法の見直しについて。これは11月15日の規制改革推進会議で議論をいたしました。その後、私どもとして意見を提出したということです。

お手元の資料にありますように、今回は構造設備の基準についての意見書です。通常国会に民泊法案とともに旅館業法の改正法案が出されるということで検討が行われておりますので、それについて私どもからの意見を出しました。構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にすべきということで、構造規制のAに書いたものについては撤廃する。Bについては公衆衛生等の観点から、根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきという意見です。

玄関帳場の規制については、受付台の長さが1.8メートル以上といった要件は撤廃する。

それから、玄関帳場が担っている機能として、セキュリティや、本人確認をするという機能がICTで代替できる場合は適用除外とすべき。

そして、改革はこれで終わりではなく、今回の改革は構造設備の基準についての改革ですので、今後、2020年のオリ・パラの開催に向けて、旅館業に関する規制を見直していくという内容です。

これについて出された意見としては、今の旅館業法の規制は構造設備の基準についてというのが中心ですが、ここで構造設備を大きく見直したときに、旅館業法の枠そのものが変わってくるわけです。したがって、構造設備についての規制ではなくて、旅館業・ホテル業が提供する機能についての規制に変えるべきだという、これは前から出ている意見ですけれども、きょうもこの意見が出されました。今回もそれを含んだ意見書にすべきではないかという意見がありました。しかし、来年の通常国会に向けて改正法案が出されるということで、厚生労働省のほうから12月に検討結果をまとめるというスケジュールも示されておりますので、規制改革推進会議としては、今回の意見書は構造設備の基準についてのものであるということで議論いたしました。

もう一つの御意見として、Bについては必要最小限としています。しかし、必要最小限というのは幅のある言い方といいますか、解釈のしよによって幅があるので、やはりここは基準をクリアにして、意見書の段階で基準をもっと細かく示すべきではないかという御意見が委員の方からありました。これについては、公衆衛生等の観点から、根拠を明確に説明し得るものでなければ、私どもとしても了承するつもりはありませんので、今後これについては、厚生労働省からの答えを待って、議論をしていきたいと思っております。

ちなみに、Bで①と②の2つを挙げましたのは、客室の最低床面については、簡易宿所で床面積についての基準がありまして、それと区別するという趣旨です。入浴設備の具体的な要件は、お風呂のレジオネラ菌を防ぐといった観点からの要件がありまして、こういうものは公衆衛生の観点からやはり必要ではないかという判断がありまして、この2つを残しております。

議論は以上です。

3つ目の議題は、規制改革ホットラインということで、ホットラインに500件弱の要望が11月に寄せられましたので、それについての紹介がありました。

私からは以上です。

○司会 それでは、御質問があります方は、挙手いただきまして、所属とお名前を述べてから簡潔に御質問をお願いいたします。

どうぞ。

○記者 農協改革の集中期間について伺いたいと思っております。

まず一つは、もう一度改めてきょうなぜこれを議題にされたのかということと、決定されたこの文書は政府としての決定ということなのかどうか。

もう一つ、先ほど集中推進期間がイコールフォローアップ期間だという御説明がありま

したけれども、フォローアップをする期間は平成31年5月までという位置づけでいいのかどうか。

もう一点、農協法の5年後の見直しのところですが、集中推進期間とは別であるという言い方なのですが、その別というのはどういう位置づけにきょうの整理ではなるのか。つまり、ここのところは、特に附則の第51条の3項ですけれども、つまり、準組合員の利用規制について5年間ということについては、これはいわゆる所管省庁である農水省が判断していくという読み方がきょうの意見で明確になったのか。

○大田議長 ありがとうございます。

まず1点目、なぜきょうかということですが、前回意見書を出しまして、集中推進期間というものが意見の中に入っておりますので、これは具体的にいつまでかという御質問を記者会見でもたしかいただいたと思います。それを早い時点で明確にしたということです。

2つ目は、これは政府全体の見解かということですが、これは規制改革推進会議としての見解です。

何か補足はありますか。

○司会 後日、議事録も公開されると思いますけれども、金丸座長のほうから、農林水産省とも調整の上、事務局で整理してもらったという補足説明がございました。

○大田議長 農水省とは調整しているということです。

それから、フォローアップは平成31年で終わるのかということですが、意見書の中に集中推進期間までにやるという部分については、平成31年5月までという期間を念頭に置いてフォローアップするということです。フォローアップ自体はずっと続きます。

3. に書いたことは、改正農協法に書かれたことは、施行後5年です。したがって、先ほど御質問のあった準組合員は施行後5年間です。私どもが意見書で提出した農協改革集中推進期間というのは、これとはイコールではないということです。

○司会 ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 同じテーマの農協改革集中推進期間のことですが、先日、規制改革推進会議で取りまとめた意見だと、集中改革期間内において国は、改革を推進し、フォローアップを行い、必要な対応をとるべきだと。今後の農協改革の進捗状況によっては、改革の実現を確実にするためにあらゆる措置を講ずるべきだと書いてある。一方で、政府の取りまとめではこういう言及はないではないですか。今回明確にした改革の集中期間が終わったところでどのような対応を考えておるのですか。

○大田議長 それは、それまでの間にどのような改革がなされるかによって違います。私どもとしては、意見書として提出したものがどのように実行されているかをフォローアップしていくということです。

○司会 ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 旅館業法のところなのですけれども、撤廃するというように出した項目のどのようところが問題だと会議として考えているのか教えていただきたいのと、あと、Bのところは、必要最小限以外は撤廃をしてほしいという理解で大丈夫でしょうか。

○大田議長 お手元の資料を1枚めくったところに参考資料「旅館業規制関係 参照条文」というものがありまして、ここに構造設備が詳しく書かれています。A.に書かれた事項は必要ないということです。公衆衛生の観点からも必要ない。例えば1つ目の客室の最低数として、ホテルは10室以上、旅館は5室以上となっていて、この趣旨は何かと聞くと、経営の安定のためという回答が厚労省からありましたが、少なくとも経営の安定のために政府が規制をすることは必要ないと判断しております。それから、寝具の種類も洋式の場合、和式の場合と決められておりますが、これは必要ない。私どもはこういうものを、少なくとも情報提供をすれば、利用者の立場からするとそれで足りると判断したものです。

Bの「必要最小限」については、公衆衛生上不可欠という根拠が示されなくてははいけません。根拠というのは、私ども委員も納得する、それは確かに泊まる側の自己責任も超えた部分であって、それは確かに必要でしょうという、納得し得る最小限のものということです。

○記者 もう一点なのですけれども、農業のほうは結構反発が強かったのですが、旅館業のほうは、厚労省が1月の通常国会に旅館業法の改正を出すということで、それにあわせて規制改革のほうからも意見をということだったと思うのですけれども、その辺、業界の反発みたいのところはどう見ていらっしゃるのでしょうか。

○大田議長 今の時点で私どもに旅館業界の方から反対であるという声は出てきておりませんが、この意見書を出したことで、これからあるかもしれません。

○司会 ほかはございますか。

どうぞ。

○記者 農協改革の期間についてお伺いしたいのですが、全農が先週会見を開いたときに、期間に関しては議論してもしようがないと明言を避けたのですけれども、今回こうやって明記をされたこと、規制改革推進会議として明言されたということなのですが、全農側はそういう見解を示していないので、これからどうすり合わせというか、その期間内を守らせるような形にしていくのでしょうか。

○大田議長 今回明確にしましたのは、私どもの意見書の中身をクリアにしたということです。農水省と調整の上、これを集中推進期間であるとクリアに示したということです。

○記者 クリアに示した上で、クリアに示している以上は、全農側もそれにきちんと、その意見を踏まえて改革を進めてくれるだろうと、そういう理解でよろしいですか。

○大田議長 そういうことです。

○記者 あと、これは今回の議題に入っていないのですけれども、先週、会見を開いて、成清理事長が、来年度の事業計画、年次計画をつくってとか、専任の部署を設けて取り組むというようなお話をされたのですが、それに関して会議側としての受けとめをお伺いし

たいのですが。

○大田議長 申しわけありません。私はその記者会見の中身を把握しておりませんので、今、私のほうからお答えすることはできません。

○司会 ほかはいかがですか。よろしいですか。

では、終わります。

ありがとうございました。

○大田議長 ありがとうございました。